

岐阜市日光コミュニティセンター

指定管理者申請要項

令和3年7月

岐阜市市民協働推進部男女共生・生涯学習推進課

目 次

1 目的	1
2 基本的な運営方針	1
3 申請資格	1
4 指定期間	1
5 施設の概要	2
(1) 名 称	
(2) 所在地	
(3) 施設構成・規模・構造	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	2
(1) 管理運営形態	
(2) 管理基準	
(3) 業務の範囲	
(4) 権利義務の譲渡の禁止	
(5) 業務の再委託の制限	
(6) 自主事業	
(7) リスク分担に対する方針	
(8) 指定の取消し等	
(9) モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費	7
8 指定管理者の審査・選定の方法	7
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
9 協定書の締結	10

10 指定までのスケジュール	10
11 申請手続等	10
(1) 申請書類の提出方法等		
(2) 提出書類		
12 問い合わせ先及び書類の提出先	11
資料 1 「積算内訳及び過去 4 年間の決算額」	12
[別紙] 提出書類一覧及び様式	13

1 目的

地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを設置目的とする岐阜市日光コミュニティセンター（以下、「センター」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市コミュニティセンター条例（昭和57年岐阜市条例第17号。以下「条例」という。）第4条第2項に基づき、指定管理者として選定しようとするため市長が認定した団体に対し、管理基準や業務の範囲等を明確に示すことにより、センターの設置目的を効果的、効率的に達成するためこの要項を定めます。

2 基本的な運営方針

センターは、近隣地域の住民はもとより、広く市内外の住民相互の交流や活動を通じて連帯感を高め、住みよい地域社会を形成するために設けられており、地域の特性を活かしながら、生涯学習及びコミュニティ活動の推進に関する事業を展開していきます。

したがって、生涯学習及びコミュニティ活動の施設として地域住民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 管理運営のために必要な資格、免許を有すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとなる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (9) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 市税等の滞納がない団体であること。

4 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間とします。

5 施設の概要

(1) 名 称

岐阜市日光コミュニティセンター

(2) 所在地

岐阜市日光町9丁目1番地3

(3) 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建て

敷 地 3, 838. 26m²

延床面積 2, 023. 90m²

内訳 1階 1, 044. 59m²

2階 947. 14m²

P·H 32. 17m²

駐車台数 65台

施設概要 多目的室、大集会室、会議室、サークル室、集会室、生活相談室、教養娯楽室

併設施設 岐阜市日光事務所

岐阜市日光ふれあい保健センター

岐阜市日光児童センター

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(詳細は別添の「仕様書」を参照)

(1) 管理運営形態

センターは、市が支払う委託料により管理運営していただきます。

センターの「使用料」は、条例に金額が定められており、市に納入していただきます。

(2) 管理基準

① 開館時間

午前9時から午後9時まで

なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。

② 休館日

ア 月曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日

イ 年末年始（12月29日～1月3日）

③ 施設の保守管理等の業務

施設の保守管理については、安全の確認、確保及び万全の準備を行い、また非使用時においても、充分な整備点検を行うこととします。

ア 建築物の保守管理

建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持することとします。

イ 駐車場・駐輪場の保守管理

駐車場・駐輪場について、コンクリートの剥離、陥没、車止めの破損等の点検を行い、

- 性能を維持することとします。
- ウ 備品の保守管理
- 施設の運営に支障をきたさないよう、備品管理を行うこととします。
破損、不具合が発生した時には速やかに市に報告を行うこととします。
- 工 施設保全業務
- 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めることとします。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告を行うこととします。
- 才 効果的・効率的な管理
- 以下の業務については、技術的専門性及び業務の効率性等から、別添「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」に従い、指定管理者が専門業者に委託して行うこととします。
- 昇降機保守点検
- ④ 使用承認等の基準
- ア 使用の承認に関する事項
- 岐阜市コミュニティセンター条例施行規則（昭和57年岐阜市規則第17号）に従ってください。
- イ 使用の制限に関する事項
- 条例第10条に該当する場合は、使用の承認をしてはいけません。
また、条例第12条に該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用の中止をすることができます。
- ⑤ 個人情報等の取扱・情報公開の推進
- 岐阜市では個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正等を請求する権利を岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。本条例第8条に個人情報を扱う指定管理者の個人情報保護に関する義務が規程されており、これを遵守していただきます。なお、個人情報以外の情報については、岐阜市情報公開条例に基づき情報公開に努めてください。
- ⑥ 目的外使用の基準
- 目的外使用の承認については、市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。
- また、指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の承認を得る必要があります。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当課と協議してください。
- ア 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- イ 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、売店及び喫茶コーナーの設置、物品の販売、自らの広告物掲示などを行うとき。
- なお、その売上は指定管理者の収入となりますが、原則として当該施設内修繕・管理などに使用することとします。
- ただし、市の許可を受けて施設内に設置されている既存自動販売機は、引き続き運用するものとします。
- ⑦ 災害時の指定管理者の対応について
- センターは、岐阜市地域防災計画において指定避難所に位置付けられておりますので、以下の対応をしていただきます。
- ア 施設は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されているため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下、「災害」という。）が発生した時は、市の依頼により避難所の開設及び運営に応じること。
- イ 災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し市に報告すること。
- ウ 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。
- ⑧ 環境への配慮について
- 施設の管理に関しては、出来るだけ環境負荷の低減に努め、水道・電気・ガス等の使用量等

の報告を行うこととします。

⑨ 臨時の休館等

施設設備の改修・修繕等、市長が認めた場合は、臨時に休館することができます。

(3) 業務の範囲（指定管理業務）

① 経営管理業務

- ・企画、事業計画の策定
 - ・モニタリング
 - ・新旧の指定管理者との引継
 - ・その他
- ・実績報告書の作成及び提出
 - ・市及び関係機関との連絡調整
 - ・環境保全に向けた取り組み

② 施設運営業務

- ・使用承認及び制限
 - ・施設の保守管理
 - ・公共施設予約システムの利用手続き
- ・使用料の徴収及び免除の受付
 - ・広報、情報誌等の発行
 - ・その他

（※）使用料の徴収にあたっては、岐阜市が貸与する機器（注）を用いたキャッシュレス決済を行っていただきます。

なお、決済端末のレンタル料及び決済にかかる手数料については岐阜市が負担します。

（注）・自主事業など、指定管理者の収入の決済にはご利用いただけません。

・施設の物品と同様に、指定管理者の責めに帰すべき事由による機器の損傷や機器の紛失は指定管理者の負担による修繕になりますので、機器の取扱いには充分注意願います。

③ 維持管理業務

- ・施設及び設備などの保守・管理・点検
- ・その他

④ 指定事業

- ・施設の設置目的を最大限に發揮するために、市の指示により行う事業

(4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

ただし、(2)管理基準の③才で定めた業務については、専門の業者に委託して行うものとします。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

(6) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれませんが、施設の設置目的を最大限に發揮するために、指定管理者が市の承認を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきますが、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(7) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したもので
す。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

No.	種類	リスクの内容	(負担者側に ○)	
			市	指定管理者
1	指定管理(管理主体)への円滑な移行(引継)	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中止・中止	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合(施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合(事業放棄・破綻等による指定取消または業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
9	性能不適合	上記以外の場合	○	
		協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動	○	
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

上記の No.11 の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険(全国市長会)」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象となるない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

＜市民総合賠償補償保険＞

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	主催・共催した事業での事故を対象

※ ただし、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。

※ 補償封建については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(8) 指定の取消し等

市は指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき
- ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき
- ・申請要項の資格に不適合となったとき
- ・経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命することができます。

(9) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行ないます。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行なうことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、隨時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行ないます。

ウ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行なうこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を

提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費

- (1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- (2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限額（消費税及び地方消費税10%を含む）とします。

年度（令和）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
上限額 (円・税込)	18,387,050	18,441,050	18,441,050	18,441,050	18,441,050

なお、詳細については、資料1を参照してください。

- (3) 指定期間中の各年度の委託料は申請者の提案した委託料の額（※）とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。
- （※）本施設は電力入札等によって経費削減が期待できる高圧電力施設です。電気料金の積算にあたっては、申請者が入札等を実施した場合の予定額をふまえ提案してください。なお、供給電気方式や予定使用電力量等については別紙「電気需給仕様書」等を参照してください。
- (4) 委託料は精算します。
- (5) 施設の使用料、その他の雑入は市の歳入となります。
- (6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入となります。（自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。）
- (7) 委託料は、会計年度（4月1日から3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払います。支払い時期や額、方法は協定書に定めます。
- (8) 修繕等については、1件20万円未満を限度に指定管理者が実施し、1件20万円以上の修繕については、双方協議の上、市が執行します。
- (9) 備品については、現状の備品を使用するものとします、修理や故障による取替の必要がある場合は双方協議により決定します。
- なお、指定管理者が委託料で備品を購入するときは、事前に協議するものとし、購入後の備品は市の所有に属するものとなります。また、廃棄する場合も事前に市と協議していただきます。
- (10) 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。
- また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- (11) 指定管理者は、納税義務者となる可能性がありますので、税務署等へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

センターは、地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを設置目的とするものであり、地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進に関する仕事を事業として実施しています。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、申請資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、

第1次審査を通過した申請者について、必要に応じてヒヤリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容の審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

審査は、5名で構成する選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、申請者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日通知します。また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

(4) 選定方式

審査にあたって、次の選定基準及び評価項目について、全委員の協議による総合評価により選定します。

第1次審査

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書』の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査について、役員等の氏名、生年月日等を照会することができます。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な場合は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11校の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	申請要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は 150 点を満点として、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の 6 割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により選定します。

〈選定基準及び評価項目〉

区分	配点	選定基準	評価項目	採点結果
公平性 透明性	30 点	住民の平等利用が確保されること	コミュニティセンターの運営上の基本方針	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他申請者の提案によるもの	
効果性	30 点	コミュニティセンターの設置目的を最大限發揮するものであること	地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進を行っていく上で方針と主な事業計画	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			その他申請者の提案によるもの	
効率性	25 点	管理経費の縮減が図られるものであること	施設管理を行っていく上での方針と収支計画	
			指定管理経費の設定額及び妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性	
			電気料金に関する提案	
			その他申請者の提案によるもの	
安定性 安全性	25 点	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	必要な人材の配置と職能及び人材育成の方策	
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			その他申請者の提案によるもの	
貢献性	40 点	地域の活性化などに貢献できるものであること	地域の生涯学習、コミュニティ活動の推進のため、ニーズを把握し、地域と一体となって事業推進ができる組織的な基礎があるか	
			地元の住民の雇用	
			地元を巻き込んだイベント、社会活動等の開催など	
			その他申請者の提案によるもの	
合計	150 点			

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目的事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

(1) 申請書受付期間	令和3年8月19日(木)まで
(2) 審査（提案内容等の審査）	令和3年9月下旬～10月頃
(3) 選定結果の通知・公表	令和3年11月上旬頃
(4) 市議会へ指定議案・債務負担行為設定議案を上程	令和3年11月下旬頃
(5) 指定の通知	令和3年12月下旬頃
(6) 協定書の締結	令和4年1月中旬頃

※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

11 申請手続等

(1) 申請書類の提出方法

市役所13階市民協働推進部男女共生・生涯学習推進課で書類を入手し、同課まで持参いただか
か又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください。（受付期間内必着）

申請受付期限は、令和3年8月19日(木)までとします。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

※ 原本1部、副本8部提出してください。

- ※ 書類はすべてA4サイズで統一してください。
- ※ 提出いただいた書類の返送はいたしません。
- ※ 申請に要する経費は全て申請者の負担となります。
- ※ 一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(3) 申請に関する留意事項

①働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

申請者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和60年6月20日岐阜市条例第28号）第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提出する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1 2 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所市民協働推進部男女共生・生涯学習推進課生涯学習推進係（担当：五島・加藤）

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（市役所13階）

電話：058-214-4792（直通）

FAX：058-265-8665

E-mail : danjo-gakushu@city.gifu.gifu.jp

資料 1

積算内訳及び過去 4 年間の決算額

<積算内訳>

単位：円

支出科目	令和 4 年度 金額	令和 5~8 年 各年度の金額
1. 施設管理費	8,322,050	8,376,050
1. 需用費	7,021,050	7,021,050
光熱水費	2,747,050	2,747,050
(電気料金)	(2,270,050)	(2,270,050)
2. 役務費	217,000	236,000
3. 委託料	898,000	898,000
4. 使用料及び賃借料	186,000	221,000
2. 施設運営費	9,504,000	9,504,000
1. 人件費	8,218,000	8,218,000
2. 需用費	309,000	309,000
3. 役務費	122,000	122,000
4. 負担金	167,000	167,000
5. 公課費	688,000	688,000
3. 運営委員会事業費	561,000	561,000
合計	18,387,050	18,441,050

<参考>

単位：円

平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 決算額	令和元年度 決算額	令和 2 年度 決算額	令和 3 年度 予算額
18,065,847	18,120,192	18,495,851	18,741,622	18,784,537
消費税 8%	消費税 8%	消費税 8% (~9/30) 10% (10/1~)	消費税 10%	消費税 10%

[別 紙]

「提出書類一覧」及び「様式」

- 1 岐阜市コミュニティセンター指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・ 様式第1号
- 2 定款、寄附行為、規約、会則又はこれらに類する書類
- 3 岐阜市日光コミュニティセンターの管理に関する収支予算書 ・・・・・・・・ 様式第2号
- 4 事業計画書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第3号
 - (1) 岐阜市日光コミュニティセンターの運営上の基本方針
 - (2) 施設管理業務を行っていくまでの具体策
 - (3) 地域の生涯学習、コミュニティ推進に関する方針と主な事業計画
 - (4) 地域における自治会及び各種団体との連携の方策
 - (5) 管理経費縮減の具体策
- 5 納税証明書
- 6 団体の概要及び活動状況を記した書類 ・・・・・・・・・・・・ 様式第4号
- 7 岐阜市日光コミュニティセンター指定管理者指定申請にかかる誓約書 ・・・・ 様式第5号
- 8 役員名簿照会及び同意書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第6号

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

岐阜市コミュニティセンター指定管理者指定申請書

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

団体名	
代表者氏名	
所在地	
指定を希望するコミュニティセンター名	岐阜市 コミュニティセンター
添付書類	(1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 (2) コミュニティセンターの管理に関する収支予算書 (3) 事業計画書 (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号

岐阜市日光コミュニティセンターの管理に関する収支予算書（令和 年度）

○收入

項目	予算額(円)	備考
管理委託料	岐阜市からの指定管理料	
収入合計		

○支出

※ 指定の期間内の収支予算書を作成してください。5年間同じ予定の場合は、みだしの年度のところに令和4～8年度と記入してください。

※ 光熱水費のうち、電気料金がわかるように記入してください。

様式第3号

事業計画書

1 岐阜市日光コミュニティセンターの運営上の基本方針

2 施設管理業務を行っていくまでの具体策

(1) 施設の管理に当たる職員について（雇用形態・勤務時間・ローテーションなど）

(2) 安全管理体制について

(3) 個人情報の取扱について

(4) 緊急事態への対応について

(5) その他 (アピールしたい点等)

3 地域の生涯学習、コミュニティ推進に関する方針と主な事業計画

(1) 基本方針

(2) 主な事業計画

- ・事業名
- ・開催時期及び回数
- ・開催目的
- ・事業内容及び対象
- ・参加見込み人数
- ・予算額及び内訳

4 地域における自治会及び各種団体との連携の方策

5 管理経費縮減の具体策

様式第4号

団体の概要及び活動状況を記した書類

法人名又は団体名			
代表者職・氏名			
本社等の主たる事業所の所在地			
設立年月日	年　月　日	構成員の人数	人
団体の構成するものを推薦する主な市民団体及び設立目的			
団体の活動状況			

様式第5号

岐阜市日光コミュニティセンター指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市日光コミュニティセンターの指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- 3 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- 6 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- 7 市税等の滞納がない団体であること。

令和 年 月 日

(あて先)岐 阜 市 長

団体名

団体所在地

代表者氏名

印

様式第6号

役員名簿照会及び同意書

指定管理者応募申請にかかる資格審査のため、上記内容を「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、照会することについて本人の了解を確認のうえ同意します。

令和 年 月 日

団体名
団体所在地
代表者
電話・FAX

印

(あて先) 岐阜市長

岐阜市日光コミュニティセンター指定管理者業務仕様書

指定管理者が行う岐阜市日光コミュニティセンター（以下「センター」という。）の業務の内容及び範囲等は、この仕様書による。

I 総則

1 趣旨

本仕様書は、センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 センターの管理に関する基本的な考え方

センターを管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 近隣地域の住民はもとより、広く市内外の住民相互の交流や活動を通じて連帯感を高め、住みよい地域社会の形成を目指すセンターの設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 市民の平等な利用が確保されること。
- (3) 利用者が利用しやすいようなサービスの向上に努めること。
- (4) 施設の効用を最大限に発揮させ、管理運営経費の削減に努めること。
- (5) 市の意図するところに従い、常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (6) 岐阜市個人情報保護条例に基づき個人情報保護に努めるとともに、岐阜市情報公開条例に準じ情報公開に努めること。
- (7) ごみの減量、CO₂削減等、環境に配慮した施設の管理運営に努めること。

3 施設の概要

【岐阜市日光コミュニティセンター】

(1) 所在地

岐阜市日光町9丁目1番地3

(2) 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建

敷地面積 3,838.26m²

延床面積 2,023.90m²

〈施設概要〉 多目的室、大集会室、会議室、サークル室、集会室、生活相談室、教養娯楽室、駐車場

(3) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(4) 休館日

ア 月曜日 ただし、ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日（以降最初に到来する祝日法による休日でない日）

イ 年末年始（12月29日～1月3日）

4 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日まで（5年間）

5 指定管理に関する経費

(1) 委託料の算定にあたっては、別紙：資料1の金額を上限額（消費税及び地方消費税10%を含む）とする。なお、詳細については資料1を参照。

(2) 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払うものとする。支払い時期や額、方法等詳細については協定書に定める。

(3) 委託料は精算する。

(4) センターの人事費、光熱水費、電話代、その他施設の維持に関する消耗品等の経費は指定管理者の負担とする。

(5) 清掃、警備その他設備の維持に関する業務委託は市の負担とする。その他、施設の維持に関する消耗品、機器使用料等は指定管理者の負担とする。

ただし、II-1-(6)-イ各種設備の保守点検等で定めた業務委託は指定管理者の負担とする。

(6) 修繕等については、1件20万円未満を限度に指定管理者が実施し、1件20万円以上の修繕については、双方協議の上、市が執行します。

II 業務内容

1 施設の管理運営に関する業務

(1) 施設の使用承認等

センターの施設（部屋）を利用者に貸し出すための業務を行う。

ア 対象施設

多目的室、大集会室、会議室、サークル室、集会室、生活相談室、教養娯楽室

イ 使用の手続

① 使用承認申請書等の受付

窓口で空き状況を確認の上、使用希望者に使用承認申請書を提出させる。

受付は、大集会室は3ヶ月前の初日から、その他の部屋は1ヶ月前の初日から行う。

ただし、センターを定期的に利用するサークルについては、活動内容が地域の生涯学習、コミュニティ推進につながると指定管理者が認めるときは、そのサークルを定期サークルとして登録し、他の利用者の利用が確保される範囲内で、優先的に利用申し込みを行わせることができる。

② 公共施設予約システムへの入力

窓口の公共施設予約システムの業務端末に入力し、部屋の予約をする。

③ 使用の承認（使用承認書の交付）

使用を承認する場合は、申請者に使用承認書を交付する。

なお、管理上必要があるときは、承認に条件を付けることができる。

④ 使用料の徴収

使用者から、使用当日の使用前までに岐阜市コミュニティセンター条例に定められた額の使用料を徴収する。

⑤ 鍵・備品等の貸出

使用者に部屋の鍵・備品等を渡す。

⑥ 鍵・備品等の返却受領

使用終了後、使用者から鍵・備品等の返却を受け確認する。

*公共施設予約システムによる利用申込みの場合は、窓口での①～④の手続は省略となる。

⑦ 利用区分

利用区分は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後9時までの3区分とする。

ウ 使用の制限

以下に該当する場合には使用承認をしてはならない。

① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

② 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき

③ 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき

④ ①～③のほか、センターの管理上支障を来すおそれがあるとき

エ 使用権の譲渡等の禁止

使用者が、使用承認を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

オ 使用承認の取消等

以下に該当する場合には、使用承認を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

① 岐阜市コミュニティセンター条例又は同条例に基づく規則等の規定に違反した場合

- ② ウの使用の制限に該当する事由が生じた場合
 - ③ 偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合
 - ④ 使用承認に付した条件に違反した場合
- 力 入場の制限
他人に危害を加え、又は他人の迷惑となる物を携行する者その他センターの管理に支障をきたすと認める者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(2) 公共施設予約システム利用登録手続

岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成13年岐阜市規則第42号）に規定する岐阜市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）の利用の申し出があった場合には、予約システムの利用登録手続を行う。

ただし、大集会室については、予約システムによる予約の対象外とする。

- ① 生涯学習施設予約システム利用資格承認申請書（以下「申請書」という。）の受付
 - ・申請書を申請者に渡し、申請者に記入してもらい、内容を確認の上、受領・受付する。
- ② 申請書の市への送付及び岐阜市公共施設使用料口座振替依頼書兼変更・廃止届（以下「依頼書」という。）の依頼
 - ・受付した申請書を、市に送付する。
 - ・依頼書を申請者に渡し、記入後依頼書を金融機関に提出するように依頼する。
- ③ 市で利用登録入力及びカード作成処理
 - ①②の書類が揃った後、業者に依頼して市が処理する
 - カードは、市から申請者へ直接郵送する。
- ④ 申請書の保管
 - ③の処理後、申請書は市からセンターへ送付されるので、保管しておく。

(3) 使用料の徴収及び納付

ア 施設使用料の徴収

施設の利用者から、岐阜市コミュニティセンター条例に定める額の使用料を現金で徴収し、市が定める納付書にて金融機関を経由して市へ納付する。ただし、下記の場合には、それぞれの方法により納付させができるものとする。

- ① 国・県その他の地方公共団体等が使用する場合、使用承認申請書のコピーを男女共生・生涯学習推進課に送付すること。使用承認申請書をもとに使用後、市より納入通知書を送付する。
- ② 岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則に規定する同システムの利用登録者が使用する場合、同システムの口座振替による後納とする。
- ③ 岐阜市の市有施設におけるキャッシュレス決済の導入方針に基づき、決済事務を行う。
なお、決済機器のレンタル料金及び手数料は市が負担することとする。

(4) 使用料の免除受付

ア 免除該当事項

下記に該当する場合は、センター使用料の免除受付をするものとする。

- ① 市が使用するとき
- ② 指定管理者が管理するセンターを当該センターの運営のために使用するとき
- ③ ①および②のほか、市長が必要があると認めたとき

イ 免除申請手続

免除を受けようとするものは、あらかじめコミュニティセンター使用料免除申請書を提出させる。

ウ 免除通知書の交付

使用料を免除したときは、コミュニティセンター使用免除通知書を申請者に交付する。

(5) 使用の取消し

申請者が使用の取消しをしようとするときは、コミュニティセンター使用取消届出書にコミュニティセンター使用承認書を添えて、速やかに提出させなければならない。ただし、公共施設予約システムを利用して使用承認を受けた申請者がシステムを利用して使用の取消しをしようとする場合は、コミュニティセンター使用取消届出書の提出は要しない。

(6) 施設及び設備の維持管理等

別添の「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」の規定に従い、センター全体の管理者として一体的な管理を行い、運営が常に円滑に行えるよう、非使用時を含めて、充分な点検を行い、設備の一切について安全の確認・確保及び万全の準備を行うこと。また、異常を発見したり事故等が発生した場合は、直ちに市に報告し、今後の対応を協議し、指示に従うこと。

ア 施設・設備の維持管理等

- ① 建物の損傷・異常等の有無の確認
- ② 設備の損傷・異常等の有無の確認
- ③ 備品・消耗品等の損傷・異常等の確認、数量の確認
- ④ 電源・施錠等の確認

イ 各種設備の保守点検等

以下の項目については専門知識及び技術等を有する業者に委託し、保守点検等を行うものとする。

- 昇降機保守点検

ウ 施設・備品等の軽微な修繕

施設や備品等の、1件につき20万円未満の軽微な修繕を行うこと。なお、施工に際し

ては、事前に担当課と協議すること。

工 害虫等の防除

ねずみ・衛生害虫等の防除を実施する場合は、総合防除の考え方に基づき、健康に対するリスクと環境への負担を最小限にとどめるような方法で実施することとし、安易な薬剤の使用は避けること。

敷地内の樹木・花壇等の植栽の管理についても同様に行うこと。

また、薬剤を使用する場合は、使用する3日前から使用後3日後まで、掲示板等で施設使用者や周辺住民に周知すること。

(7) 鍵の管理

利用者に貸し出す部屋の鍵、マスターキーなどの鍵は厳重に管理すること。万一、鍵の紛失等が発生した場合には、速やかに市に報告し、指定管理者の責任において、鍵の取替え等の処置をすること。

(8) 各室設備等の設定・操作

利用者に対して、附属設備・機器等の設定及び操作、取り扱い説明等を行い、適切な使用がされるように配慮すること。

(9) 防災業務

防災計画等の作成をし、消防訓練を年2回以上実施すること。

(10) その他、市がセンターの管理運営上必要があると認めた業務

※ 指定管理業務を行なう際は、センターが指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内に指定管理者名等を表示するものとする。

【施設内の標示】

岐阜市日光コミュニティセンターを管理する指定管理者の標示	
当施設は、岐阜市の指定を受けた下記の団体が管理しています。	
団体の名称及び代表者の氏名	
団体の所在地	
指定年月日	令和 年 月 日
指定期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
管理責任者の氏名	
連絡先	

岐阜市
担当課 市民協働推進部 男女共生・生涯学習推進課
電話番号(058)214-4792（直通）

2 事業の実施に関する業務

指定管理者は、センターの設置目的を最大限に發揮するため、地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進に向けて、以下の業務を行うものとする。

- (1) 地域のコミュニティ活動、グループ・サークル活動の支援に関する業務
- (2) 地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進に関する業務
 - ① 地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進に関する事業の企画及び実施
 - ・市民のニーズに応えた講座・講演の企画・運営
 - ・コミセンまつり等のサークル団体交流イベントの開催
 - ・オンラインによる講座・講演の開催、コミュニティ活動に係る協議の場の創出等
 - ② 生涯学習の推進のための施設の提供
 - ・市民の学習や活動のための部屋の貸出し
 - ・市民自主講座の会場としての施設の提供
 - ③ 生涯学習及び地域のコミュニティ活動に関する情報の収集・提供
 - ・コミュニティセンター情報誌、地域のイベント等の情報提供
 - ・生涯学習・地域のコミュニティ活動、NPO活動に関する各種情報誌、パンフレット、チラシ等の配置等
 - ④ 地域住民の生きがいにつながる事業の企画及び研究
 - ・住民の生きがいにつながる講座・講演等の企画・運営

- (3) その他、業務を実施する上で必要があると市が認める業務

3 経営管理業務

指定管理者は、センターの適切な経営を図るため、以下の業務を行うものとする。

- (1) 事業計画の策定

毎年度、年度開始前に事業計画を策定し提出すること。詳細は協定書に定める。。

- (2) 業務報告書等の作成

ア 月次集計等の報告

下記の項目についての毎月の実績及び累計を、翌月10日までに市に報告すること。

また、その他の項目についても、市が必要に応じて随時報告を求めた場合には、その都度報告すること。

① 日光コミュニティセンターの利用回数・利用者数実績等

② 日光コミュニティセンターの各室の稼働率・利用状況一覧表等

③ 日光コミュニティセンター使用料収納実績、収納金出納簿等

④ 日光コミュニティセンター歳出内訳書

イ 年度事業報告書

年度終了後40日以内に年度事業報告書の提出をすること。

ウ 利用者アンケートの実施

施設の運営の効果性・効率性や市民の満足度を把握するため、利用者アンケートを期限を定め実施し、市に報告すること。

エ モニタリング調査

市は、指定管理期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、事業月次集計報告、年次事業報告書及びアンケート調査、立入調査に基づきモニタリングを実施する。また、モニタリング結果については市民協働推進部指定管理者評価委員会の意見を付し、市のホームページに公開する。

オ 施設修繕の報告

施設・設備・備品の修繕を行った場合は、報告をすること。

- (3) 会計報告書の作成

会計年度終了後、40日以内に会計報告を行うこと。

- (4) 経理規程

経理規程を厳守し、適正に経理事務を行うこと。

- (5) 立入検査等

ア 市は、必要があると認める場合は、指定管理者に対し、前記(1)～(4)に掲げるもののほか、管理業務及び経理の状況に関する資料の提出及び報告を求めることができる。また必要に応

じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の検査のため立入調査を行い、改善の措置等必要な指示をすることができる。

- イ 指定管理者は、市にアの資料の提出及び報告を求められた場合は、これに応じなければならぬ。また、市から改善措置等の指示があった場合はこれに従い、改善等の措置を行わなければならない。また、その是正内容について速やかに報告しなければならない。
- ウ 上記の改善の措置等の指示にもかかわらず、指定管理者が改善措置を行わない場合は、指定を取り消すことがある。

Ⅲ その他

1 一部業務の再委託について

- (1) 再委託先は、市の登録業者及び市に主たる事務所を有することを原則とする。
- (2) 事前に市の承認を得ること。
- (3) 再委託する業務については、事業計画を提出する段階で提案すること。
- (4) 再委託の相手から暴力団等ではないことの誓約をとること。
- (5) Ⅱ-1-(6)-イ 「各種設備の保守点検等」で定めた業務については、専門の業者に委託して行うものとする。

2 指定管理者が賠償責任を負う範囲

- (1) 指定管理者は、センターの管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 前記の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対し求償権を有するものとする。

3 指定の取消し

- (1) 指定管理者が次のア～オのいずれかに該当すると市が認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部もしくは一部を停止させ、支払った経費の全部もしくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命ずることができる。
 - ア 関係法令、条例、規則、要項、仕様書又は協定に基づく市の指示に従わないとき。
 - イ 関係法令、条例、規則、要項、仕様書又は協定に違反したとき。
 - ウ 指定管理者として指定を受ける際の申請資格に不適合となったとき。
 - エ 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

オ アンケート及び市が行うモニタリング又は必要に応じて行う立入検査の結果、指定管理者の業務が要項及び仕様書に規定した内容、並びに協定基準を満たさないと判断した場合は正勧告を行い、同勧告を行っても改善がみられない場合。

- (2) (1)の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
- (3) 指定管理者は、前記(1)の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
- (4) 指定管理者は、前記(1)の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに、当該指定の取り消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に支払われた委託料として、市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。

4 重要事項の変更

指定管理者は、規則、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

5 物品の帰属等

- (1) 指定管理者が行った修繕により結果として資産を取得することとなる場合は、その資産は、市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、市財務関係例規の管理方法及び分類等に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた備品台帳によりその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等については、事前に市と協議するものとし、その移動については遅滞なく市に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する市の所有に属する物品のうち、備品等については、市財務関係例規に基づく管理を行う。

6 備品等

備え付けの備品は、備品台帳のとおり。

7 事務準備及び引継業務

- (1) 指定管理者指定後、協定発効までの期間において、必要書類作成、各種印刷物作成業務を行うこと。なお、これらの費用については、指定管理者の負担とする。
- (2) 指定期間終了時及び指定を取り消され、または期間を定めて管理業務の全部若しくは一部

の停止を命じられたときは、引継書を作成し、市又は新たな指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。

8 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利または不利となる運営をしないこと。
- (2) 利用者に対しては、親切に対応するとともに、接遇については、充分留意すること。
- (3) 各センターの連携を深め、サークル情報などを共有し、市民に情報を提供すること。
- (4) 職員は、名札を着用するとともに、服装及び身体を常に清潔に保ち、利用者に好感をもたれるよう努めること。
- (5) 施設の貸付業務には、岐阜市公共施設予約システムを使用するため、業務従事者は当該システムに十分に習熟するとともに、当該システムを使用する他の公共施設の管理者と緊密に連絡調整を行い、利用者の利便の向上を図ること。
- (6) 指定管理者は、指定を受けたことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。
- (7) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要領等を別に定める場合は、市と協議を行うこと。
- (8) 各種規程等がない場合は、市の諸規程に準じて、業務を実施すること。
- (9) 不明な点や判断に迷う事態が生じた場合は、その都度、市へ連絡し、指示を受け適正に対処すること。
- (10) センターにおいて、市が広告事業を実施する場合がある。
- (11) 重要事項及び、その他本仕様書に記載のない事項については、その都度、市と協議を行うこと。

9 市との連携

業務の実施に当たっては、市と連絡を密にしながら常に連携し、定期的に会合を持つなどして意思の疎通を図り、市の施策を反映した事業が実施できるようにすること。

10 地震等災害時の対応

- (1) 施設の営業時間外であっても、災害対策基本法（昭和36年法律223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下、「災害」という。）が発生し、市災害対策本部等からの避難所開設の指示があった場合は、速やかに避難所の開設に応じること。

- (2) 施設の営業時間内に、災害が発生し、施設内に利用者が滞留する場合や、自主避難者が発生した場合は、市災害対策本部等に速やかに報告し、対応を協議すること。
- (3) 市の指示により、施設を避難所等として開設する時は、市職員、地域住民、ボランティアと協力し運営すること。
- (4) 避難者用の資機材等については、市都市防災部が準備する。なお、災害対応における施設職員用として必要と思われる資機材等については、指定管理者が準備すること。
- (5) 指定管理者は、避難所運営マニュアル（指定管理者編）により災害時に避難所として開設できるように体制を構築し市に報告すること。また、施設が所在する地域の自主防災隊との連携強化のため、地域防災訓練等へ参加すること。
- (6) 上記以外の詳細については、基本協定書により定める。

資料 1

上限額、積算内訳及び過去 4 年間の決算額

<上限額>

年度（令和）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
上限額 (円・税込)	18,387,050	18,441,050	18,441,050	18,441,050	18,441,050

<積算内訳>

単位：円

支出科目	令和 4 年度 金額	令和 5~8 年 各年度の金額
1. 施設管理費	8,322,050	8,376,050
1. 需用費	7,021,050	7,021,050
光熱水費	2,747,050	2,747,050
(電気料金)	(2,270,050)	(2,270,050)
2. 役務費	217,000	236,000
3. 委託料	898,000	898,000
4. 使用料及び賃借料	186,000	221,000
2. 施設運営費	9,504,000	9,504,000
1. 人件費	8,218,000	8,218,000
2. 需用費	309,000	309,000
3. 役務費	122,000	122,000
4. 負担金	167,000	167,000
5. 公課費	688,000	688,000
3. 運営委員会事業費	561,000	561,000
合計	18,387,050	18,441,050

<参考>

単位：円

平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 決算額	令和元年度 決算額	令和 2 年度 決算額	令和 3 年度 予算額
18,065,847	18,120,192	18,495,851	18,741,622	18,784,537
消費税 8%	消費税 8%	消費税 8% (~9/30) 10% (10/1~)	消費税 10%	消費税 10%

指定管理業務に係る特記仕様書

【労働関係法令等遵守に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。
- 2 指定管理者は、指定管理業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び下請代金支払遅延等防止法などの関係法令を遵守すること。

【公契約（指定管理者による公の施設の管理に関する協定を含む）に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、市及び事業者等が一体となって公契約に関する制度の適正な運用を図り、良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした岐阜市公契約条例を遵守すること。

【不当介入への対応に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は指定管理業務の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、市に報告しなければならない。

【障害者差別解消法への対応に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、利用者の利便性向上等の観点から、障がいのある人に対し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」第11条第1項に規定する指針に基づき対応すること。また、指定管理者が提供すべき合理的配慮については、岐阜市と指定管理者の間で大きな差異が生じないよう努めること。

【個人情報の取扱いに関する留意事項】

（基本的事項）

- 第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）を実施するに当たっては、岐阜市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

- 第2 指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなけ

ればならない。

(責任者等の届出)

第3 指定管理者は、指定管理業務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2 指定管理者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 指定管理者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4 指定管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあっては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により市に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

(教育及び研修の実施)

第4 指定管理者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他指定管理者として行う業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第6 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第7 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 指定管理者は、市が承諾した場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

(廃棄等)

第8 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第9 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。指定管理業務が終了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 指定管理者は、指定管理業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第11 指定管理者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこ

となど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第12 指定管理者は、指定管理業務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定管理業務が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告)

第13 指定管理者は、指定管理業務の履行について、市に定期的に報告しなければならない。

2 指定管理者は、指定管理業務に係る協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第14 指定管理者は、指定管理業務を再委託してはならない。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、再委託の相手方に指定管理業務に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、指定管理者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、市に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 指定管理者は、市の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、市に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15 指定管理者は、指定管理業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

2 指定管理者は、派遣労働者に指定管理業務に関する一切の義務を遵守させるとともに、指定管理者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、市に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

第16 市は、指定管理者が指定管理業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、指定管理者に報告を求め、又は指定管理者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

第17 市は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、指定管理者及び再委託先（再々委託先を含む。）の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

第18 市は、指定管理者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、指定管理者としての指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止することができる。

2 指定管理者は、前項の規定に基づく指定の取消し及び業務の停止により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

第19 指定管理者は、指定管理業務において、本特記仕様書の定めに反した取扱いにより市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。

施設及び設備の維持管理に関する仕様書

I章 総 則

1. 概要

本仕様書は、日光コミュニティセンター（以下、「センター」という。）の建築行為、電気・機械設備の運転・監視及び保守点検業務を円滑に実施するために必要な事項を定めたものである。

2. 法令の遵守等

業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

3. 業務責任者の選任

業務の実施に先立ち業務責任者を選任すること。

4. 法定資格者の選任

本業務を実施するに当たり、別紙に記載する法定資格者を選任すること。

5. 対象施設・設備

下記を対象範囲とする。

(1) センター敷地内の自由通路、駐車場、機械室、トイレ、階段等の共用部の建築・電気・機械設備。

(2) センター及び併設施設の建築・電気・機械設備。

6. 消耗品等

業務に必要な工具類、消耗品等は、指定管理者が負担する。

7. 損害補償

管理上の瑕疵による、機器の故障に伴う事業停止等に係わる指定管理者の損害について、市はこれを補償しない。

8. 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了の日までに市が必要と認める期間において「次期指定管理者」に対して本仕様書に記載する業務に関する引継ぎを、引継ぎ書作成の上、行わなければならない。

ここで、「次期指定管理者」とは本指定期間後の指定管理者で本期間の指定管理者と異なる場合の指定管理者のことをいう。

9. その他

本仕様書に記載なきことも施設及び設備の維持管理に必要な事項はこれを行うこと。

II章 保全業務

1. 全体業務計画書

下記項目を記載した全体業務計画書を作成し、業務開始前までに市の承諾を得る

こと。なお、内容に変更が生じた場合には、その都度訂正し市に届け出ること。

- (1) 業務責任者、連絡体制（通常、休日、夜間・緊急時等）に関すること。

2. 各種届出書

業務を実施するに当たり必要な各種届出書について、この写しを市に提出すること。

3. 委託業務

センターの施設が常に良好な状態で機能できるように保全業務を行うこと。業務仕様は指定管理者が決定しこれを行なうが、下記に指定する項目は必ず実施すること。

- (1) 運転・監視及び日常点検・保守業務

- ① 建築保全業務共通仕様書（平成30年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき実施すること。なお、これに依らない場合、市に承認を得ること。
- ② 電気、水道、都市ガス等の取引メータの検針を毎日行い、各使用量を精査し保管すること。
- ③ 業務時間外においても、警報及び異常発覚時に際しては、速やかに対応できる体制を整備すること。

- (2) 定期点検等及び保守業務

設備機器等を常時正常な状態で維持管理するための定期点検、法定点検及び法令業務を行うこと（法定点検及び定期点検業務は別紙参照）。

- ① 別紙の機器等定期点検及び保守業務は別紙記載の点検仕様・点検回数に基づき実施すること。なお、これに依らない場合、市に承認を得ること。
- ② ①の結果、修繕または改修工事が必要であると判明した機器等は、「III章 工事及び修繕等」に基づきこれを処理する。

- (3) その他の業務

- ① 每年1回所定の日までに、建物、電気設備及び機械設備の工事計画書（改修をする箇所・機器とその改修方法及び予算見積書等）を策定し市に提出すること。また対象箇所・機器等の写真を添付すること。
- ② ①の時期に依らず市が求めた場合、工事計画書を策定・提出すること。

4. 報告

保全業務に関する日誌、月報等を作成すること。また市が提出を求めた場合これに従うこと。

5. その他

市が業務改善又は修繕等を指示した場合、指定管理者はこれに従うこと。

III章 工事及び修繕等

1. 修繕

- (1) 修繕とは、建築物及び設備の劣化や損傷部分、或いは機器の性能又は機能を現

状或いは実用上支障のない状態まで回復させることを言う。

(2) 取扱いは、下記のとおりとする。

(a) 原則は下記のとおりとするが、併設施設の修繕内容については事前に市に報告すること。

① 1件20万円未満の修繕の場合

指定管理者の裁量において行う。

② ①以外の修繕の場合

修繕の内容について事前に市と指定管理者が協議の上、市が行う。

(b) 想定外の事項が発生した場合の取扱いは下記のとおり。

① 指定管理者は、修繕の内容について事前に市と協議を行い、対応を判断する。

(3) 指定管理者が実施した修繕については、修繕完了後、直ちに市に報告書（完成図書、写真等）を提出すること。市が修繕のやり直しを指示した場合、これに従うこと。

(4) 修繕による更新機器等の所有権は市に帰属する。

2. 改修工事・大規模改装

(1) 改修工事とは、資本的支出に該当する工事を言う。

大規模改装とは施設の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段（建築基準法第2条第5号））の一種以上の過半に係る建築行為を言う。

(2) 改修工事・大規模改装（以下、改修工事等）に係る費用は、全て市が支払う。

(3) 改修工事等は、全て市が行う。

(4) 改修工事等を行う必要が発生した場合には、指定管理者は市に対して、「Ⅱ章3.

(3) -①工事計画書（以下、工事計画書）」にて工事の依頼を行うことが出来る。

市は工事の依頼があった場合、工事計画書の妥当性、工事の必要性等を検討し、予算措置がされた場合のみ工事を行う。なお市の決定に対し異議は認めない。

(5) 市が決定した工事の工期、日程、工法等について、異議は認めない。工事にあたって指定管理者はこれに協力すること。

3. 新築・増築・改築

(1) 新築・増築・改築とは施設の延床面増（減）に係る行為を言う。

(2) 新築・増築・改築（以下、新築等）に係る費用は、全て市が支払う。

(3) 新築等は、全て市が行う。

(4) 新築等を行う必要が発生した場合には、指定管理者は市に対して、工事計画書にて工事の依頼を行うことが出来る。市は工事の依頼があった場合、工事計画書の妥当性、工事の必要性等を検討し、予算措置がされた場合のみ工事を行う。なお市の決定に対し異議は認めない。

(5) 市が決定した工事の工期、日程、工法等について、異議を認めない。工事にあ

たって指定管理者はこれに協力すること。

4. 改造・改装

- (1) 改造・改装とは、指定管理者が自主的に実施する上記 1 から 3 以外の建築行為を言う。
- (2) 改造・改装は、事前に市と協議を行い、市が承認した後施工すること。
- (3) 改造・改装に係る費用は、全て指定管理者が支払う。
- (4) 改造・改装は、全て指定管理者が行う。
- (5) 改造・改装完了後、直ちに市に報告書（完成図書、写真等）を提出すること。
市が施工のやり直しを指示した場合、これに従うこと。

5. 緊急対応

災害時や機器故障等緊急時の対応は、指定管理者が行う。緊急対応後、修繕範囲外と予測される場合、市と協議の上その後の処置を決定する。

6. 工事履歴書及び設備機器台帳の整理

修繕又は工事等を行った場合、指定管理者は完了後直ちにその内容、完了日、施工業者等を工事履歴書及び設備機器台帳に記載すること。

別紙

1. 法定資格者一覧

法定資格者名称	根拠法令	備考
防火管理者	消防法	甲種防火対象物

2. 法定点検業務一覧

点検項目	点検周期	備考	参考仕様書番号
昇降機保守点検	仕様書参照		1

3. 電力入札等

項目	参考仕様書番号
電気需給仕様書（参考）	2

岐阜市日光コミュニティセンター昇降機保守業務委託 仕様書

1. 保 寸 目 的 受注者は、教育訓練した作業員と監督技術者（昇降機検査資格者）を派遣し、昇降装置を良好かつ安全な状態に保つようメンテナンスを実施すること。
2. 設 置 場 所 岐阜市日光町9丁目1番地3
3. 期 間 令和 年 月 日(契約締結日)から令和 年 月 日まで
4. 種類及び台数 水圧式乗用エレベーター (56KN0356) × 1台
日本オーチス・エレベーター株
地震時管制運転装置付 S派・P派センサー
火災時管制運転装置付
停電時最寄階着床装置付
音声合成装置
車椅子仕様
5. 保 寸 内 容
- (1)エレベーターの運転機能を安全且つ良好に維持するため、計画的に技術員を派遣すると共に常時遠隔監視を行い、適切な点検とプログラム整備を行い、必要と判断した場合は修理、又は取替を行うこと。
- (2)定期点検 (月1回)
定期的に巡回を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとること。
- (3)定期整備 (月1回)
イ. プログラム整備
装置の稼働状態に適応したプログラムによる整備を行うこと。
ロ. 不具合対策
定期点検による不具合指摘事項の対策を行うこと。
- (4)遠隔監視
24時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時には、迅速な出動、対策を行うこと。
【監視項目】①閉じ込め故障 ②起動不能 ③戸開閉異常 ④安全装置作動
⑤電源異常 ⑥基準設定値頻度異常（着床不良、戸反転等）
⑦その他警報（アラーム） ⑧その他注意報（アラート）
- (5)故障時自動通話機能
笛詰など異常時には、エレベーターかご内と情報センターとの間で直接通話することが出来るもの。
- (6)作業の対象

ア. 電動機関係

- ①巻線及び回転子
- ②軸受

イ. 液圧機器関係

- ①ポンプ装置
- ②バルブ装置
- ③サイレンサー装置
- ④作動液タンク、フィルター

ウ. 制御盤関係

- ①抵抗
- ②コンデンサー
- ③スイッチ
- ④リレー
- ⑤ヒューズ類
- ⑥ブレーカー
- ⑦トランス
- ⑧プリント基板
- ⑨配線材
- ⑩遠隔監視点検装置

エ. かご関係

- ①かごガイド・シュー及びその付属部品
- ②かご非常止め装置
- ③運転操作盤の付属部品
- ④扉開閉装置及びその付属部品
- ⑤扉安全装置及びその付属部品
- ⑥ドア・ガイドシュー、ドア・ハンガー及びその付属部品
- ⑦光センサー及びその付属部品
- ⑧階床表示装置及びその付属部品
- ⑨換気装置の部品
- ⑩照明部品（ランプ含む）
- ⑪インターホン
- ⑫停電灯装置
- ⑬積載超過装置及びその付属部品

オ. ホール信号装置関係

- ①外呼ボタン及びその付属部品
- ②階床表示装置及びその付属部品
- ③到着灯、予約灯、チャイム及びその付属部品

カ. 外扉装置

- ①ドア・スイッチ及びその付属部品
- ②ドア・クローザー及びその付属部品
- ③扉解錠機構装置及びその付属部品
- ④ドア・ハンガー及びその付属部品（ロワー・ガイドシュー含む）

キ. 昇降路関係

- ①プランジャー
 - ②移動ケーブル
 - ③リミット・スイッチ及びその付属部品
 - ④位置検出装置及びその付属部品
- ク. その他関係
- ①電気配管配線（昇降路外配管配線を除く）

(7) 特別整備

イ. 点検実施

建築基準法に基づく定期点検を行うこと。

ロ. 故障対策

24時間出動を採り不時の故障や事故に対し、即時対応すること。

ハ. 修理、取替え

装置、機器に必要と認めた場合は修理、又は取替えを行うこと。

(8) 次に対しては、受注者の判断により必要と認めた場合は、市係員と協議の上修理若しくは取替えを行うこと。

イ. 昇降機・ピット関係

- ①ベアリング類、オイルシール類、Vベルト取替
- ②リレー、計器類、コイル、抵抗類、コンデンサー類取替
- ③半導体類、スイッチ類、センサー類取替

ロ. 出入り口関係

- ①ハッチドア用ハンガーローラ、ハンガーレール、シュー関係取替
- ②ドアクローザー、ドアスイッチ、押ボタンスイッチ類取替
- ③ドアロック機構修理

ハ. 乗りかご関係

- ①運転盤関係及び各スイッチ類、ドアマシン関係及びドアマシン位置スイッチ、ドアハンガーローラー、ハンガーレール及びシュー関係、ガイドシュー、ガイドローラー、プーリー、カーライトの修理
- ②非常止め装置、秤装置用スイッチ類、着床装置修理及び取替

ニ. 昇降機関係

- ①テールコード、主ロープ、ガバナロープ取替
- ②プーリー及び各スイッチ類、緩衝器、ベアリングカウンターウェートガイドミュー類取替
- ③ガバナマシン、ロータリエンコーダ及びそのロープ取替

ホ. その他

一般配線、配管、インターポン修理及び取替え

(9) 除外工事

下記は本保守点検の仕様には含まれないものとする。

イ. 意匠部分に対する塗装及びメッキ直し、修理または取替清掃

（かご室内扉およびパネル天井、外扉および三方枠、敷居、かご床タイル、換気装置カバー、外呼ボタンプレート、階床表示盤、運転操作盤、防犯モニターカメラ）

ロ. 昇降路周壁

(10) 消耗部品

作業に必要な下記消耗品を無償提供すること。

カーボンコンタクト及びフィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類（かご内照明用）、補充用油脂類一切（ギヤ油、マシン油、グリース類）、ウエス

(11) その他

点検終了後は、速やかに点検結果報告書を提出すること。

修理又は取替の範囲はエレベーターを通常使用する場合に当然生ずべき摩耗及び損傷に限り、所有者、管理者又は使用者の不注意、又は不適当な使用、管理その他受注者の責によらない事由によって生じた修理又は取替は含まない。

諸法規の改訂又は官公署の指導もしくは推奨による検査、装置、機器、部品の改修、新型への取替、新規取付けは含まない。

(12) 使用電話

イ. 「監視装置」から異常情報送信のための電話を貸与すること。

ロ. 電話設置に伴う諸手続き並びに設置に係る費用を含むこと。

ハ. 電話基本料金、通話料金を含むこと。

ニ. 電話を設置する場所及び予め敷設されている配管・配線は無償で提供する。

ホ. 電話の移設は、貸与方の承諾なしに行わないものとする。

ヘ. 電話は、保守（監視付）専用とし、その他の目的には使用しない。

ト. 市の故意又は過失により電話を破損させた場合は、その修理に必要な費用を実費支払うものとする。

チ. 電話貸与は、保守（監視付）契約が終了した時点で終了するものとする。

リ. 貸与終了に伴う電話撤去の諸手続き並びに撤去作業に係る費用を含むこと。

6. 支払方法

毎月の履行部分に相当する金額を、各月の業務期間終了後、請求に基づき支払うこととする。

7. この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、双方協議の上決定する。

岐阜市日光コミュニティセンター電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市日光コミュニティセンターで使用する電気
(2) 供給場所 岐阜市日光町9丁目1番地3
(3) 供給建物 岐阜市日光コミュニティセンター
(4) 業種及び用途 生涯学習施設

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
イ 標準電圧 6,600V
ウ 標準周波数 60Hz
エ 非常用自家発電設備 20kVA 系統連系なし
オ 太陽光発電設備 なし
(2) 予定契約電力、予定使用電力量等
ア 予定契約電力 別紙のとおり
イ 予定使用電力量等 別紙のとおり
(3) 供給期間
令和4年4月の検針日から令和5年4月の検針日の前日まで
(4) 電力計及び検針方法
ア スマート (財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。)
メーター
イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
ウ 検針日 4日
(5) 需給地点及び責任分界点
岐阜市日光コミュニティセンターの構内引込第1柱上開閉器
(6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
(7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
イ 基本料金=基本料金契約単価×契約電力×(185%−力率)
(※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く)
ウ 電力量料金=電力量料金契約単価×使用電力量+燃料費調整単価×使用電力量
エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金=再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
オ 每月の電気料金=基本料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
キ 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により発注者へ送付すること。(WEBによる対応は不可)

ウ 支払いは、納付書による入金のほか指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

中部電力ミライズ株式会社

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用電力量等

供給年月	使用電力量(kWh)	
	その他季	夏季
令和4年 4月	8,200	
令和4年 5月	5,700	
令和4年 6月	7,000	
令和4年 7月	9,700	1,100
令和4年 8月		13,000
令和4年 9月		13,300
令和4年 10月	1,200	10,900
令和4年 11月	7,900	
令和4年 12月	6,400	
令和5年 1月	7,300	
令和5年 2月	8,900	
令和5年 3月	8,200	
合計		108,800

- ※ 予定契約電力は、55kWとする。（実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- ※ 予定平均力率は、100%とする。
- ※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。